⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達に係る入札書を提出した者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格（総価）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　入札に関する一般的な質問については『入札参加に必要な書類や入札に関するよくある質問と回答（http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/pdfs/faq.pdf）』を参照のこと。
⑼　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsuo Sato, Chairman and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classifications of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : software product of TRENDMICRO
⑷　Delivery period : 18 October 2011
⑸　Delivery place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures
②　After 2006 fiscal year have experience in business of supplying software product of TRENDMICRO
⑺　Deadline for tender : 4 : 00 P.M. 2 September 2011
⑻　Contact point for the notice : Moriyuki Mitsuzuka, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology Department, Technology, Procurment & International Affairs Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年7月14日
支出負担行為担当官
北陸農政局長　角田　豊
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　17
1　掲載日
平成23年6月21日（号外政府調達第114号）
2　訂正内容
36ページ2段目に掲載した⑾①エの次に「②　この契約に関し、前項エに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ア　前項アに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。イ　前項エに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。ウ　受注者が発注者に入札心得第4条の3（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。」を追加し、「②　受注者が前項の違約金を」を「③　受注者が前2項の違約金を」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年7月14日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道101号岩木川橋上部工工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　青森県五所川原市大字田川～五所川原市大字小曲地内
⑷　工事内容　7径間連続鋼細幅箱桁橋　橋長496.0m、幅員　W＝10.5m、工場製作・輸送・架設　約2,010ｔ、橋梁付属物工　1式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年1月23日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約2,010ｔ
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年7月14日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道101号岩木川橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者等であること。
なお、単体有資格業者、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記⑵の資格認定を受けていること。
また、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成8年4月1日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次のⓐからⓖまでの要件を全て満たす鋼橋上部工新設工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。